

# 高齢者虐待防止 指針マニュアル

社会福祉法人 道寿会

【サイン欄】

## 1. 基本方針

### (1) 苦情処理の徹底

施設における高齢者虐待を防止するために、施設は利用者及びその家族等から苦情について、真摯に受け止めこれを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

### (2) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者について、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

2. 居宅介護支援事業所・短期入所生活介護・地域密着型通所介護の職員は、訪問やサービス利用時に、虐待の兆候がみられた時には、関係職員・関係機関の相談し虐待の有無を検証する。

### (3) 市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかにこれを市町村に通報する。

#### ● 土浦市役所 高齢福祉課 029-826-1111

※業務時間（8：30～17：15）土・日・祝日・夜間は日直対応

#### ● 土浦市社会福祉協議会（地域包括支援センター） 029-824-0332

※業務時間（8：30～17：15）土・日（8：30～17：15）は日直対応

#### ● 土浦警察署 生活安全課 029-821-0110

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを行わない

※その他市町村は別紙参照

## 2. 虐待の定義

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取扱いをすることを言う。（養護者も同様とする）

## 3. 虐待の種類

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待	暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
介護・世話の放棄 放任（ネグレクト）	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者の行なうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること
心理的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること
性的虐待	本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

4. 介護施設職員及び養護者の虐待行為

介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ①高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える事
- ②高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤高齢者の財産を不当に処理することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

5. 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を負う。

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。（居宅介護支援事業所及び短期入所生活介護及び地域密着型通所介護の職員も同様とする）

ここでいう、「と思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び管理者に報告する責務を有する。

## 7. 研修の実施

- (1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意思を高め、実践につなげることとする。
- (2) 高齢者虐待法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は必要に応じ安全委員会等で年2回開催することとする。また、安全委員会の担当職員には、虐待防止等に関する外部研修に参加させるものとする。

## 8. 委員会の構成

- ① 施設長：総括管理、委員会総括責任者
- ② 副施設長：体制の整備
- ③ ユニットリーダー：入居者個々の心身の状態把握、意向の沿った対応、環境整備
- ④ 介護支援専門員（委員会委員長・責任者）：医療、行政機関など関係機関への対応、報告
- ⑤ 看護職員：医師、協力病院との連携、処置への対応
- ⑤ その他、施設長が任命するもの

## 9. 行為に対しての処分

利用者に対して虐待行為が明らかとなったときには、法人の定める就業規則の職員罰則規定にかかわらず、理事会に諮りその内容に基づいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分を行うこととする。

## 10. 閲覧

当該マニュアルは書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。記録等は入力範囲により電子媒体に残す。

## 附則

平成 30 年 04 月 01 日施行

令和 03 年 04 月 01 日改正

令和 05 年 11 月 30 日改正